

令和4年度食料産業・6次産業化交付金の実施要望調査について

1 趣旨

兵庫県では、農山漁村の所得の向上や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者などの事業者との連携による新商品の開発、販路の開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備などの取組を支援しています。

つきましては、令和4年度における所要額を把握し、農林水産省に食料産業・6次産業化交付金に係る要望を行うため、本調査を実施します。

なお、農林水産省から交付を認められた場合、各事業者の方には、兵庫県の補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付します。

2 要望調査対象事業

項目	6次産業化の推進支援事業	6次産業化施設整備事業
事業実施主体	市町、農林漁業者、民間事業者、事業協同組合、商工業者の組織する団体等	農林漁業者団体又は農林漁業者団体等と連携する中小企業者（法認定者※）
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 インバウンドを中心とする観光消費の促進 2 経済活動としての農福連携の発展 3 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 4 新商品開発・販路開拓の実施 5 直売所の売上向上に向けた多様な取組 	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設 2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設 3 食品等の加工・販売のために必要な施設
交付率	1/3 以内(ただし、6次産業化等の取組に関する「市町村戦略」に基づいて行われる取組にあつては、交付対象経費の1/2 以内)	<p>交付対象経費の3/10 以内(ただし、①中山間ルネッサンス事業により策定する「地域別農業振興計画」、②6次産業化の取組に関する「市町村戦略」に基づく事業又は③事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業については、1/2 以内とする。)</p> <p>また、補助金の額は次の(1)から(3)までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。(上限1億円)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付対象経費に3/10(又は1/2)を乗じて得た額 (2) 交付対象経費に充てるために貸し付けられた資金の額 (3) 交付対象経費から(2)の額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

※ 法認定者：六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者団体又は中小企業者

3 事業の概要及び応募資格、採択基準等

詳細は「食料産業・6次産業化交付金実施要綱」等をご参照下さい。

(農林水産省HP <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/yosan/index.html>)

4 提出書類

- (1) 6次産業化の推進支援事業
実施計画書（6次産業化の推進支援事業）及び添付資料 1部
- (2) 6次産業化施設整備事業
実施計画書（6次産業化施設整備事業）及び添付資料 1部

5 提出期限

事業の実施を所管する市町を通じ、令和3年9月17日（金）までに各県民局（センター）の農林（水産）振興事務所に書類が届く必要があるため、提出にあたっては事前に関係市町にお問い合わせください。

6 提出先及び問合せ先

別表一覧を参照

7 その他（留意事項）

- (1) 令和4年度に事業実施を希望する場合は、必ず今回の調査で報告してください。
ただし、今回の要望調査は、令和4年度の所要額を把握するために実施するもので、交付先・交付額を決定するためのものではありません。
- (2) 配分基準に基づきポイントを算定し、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に採択し、要望額に相当する額を配分します。
- (3) 提出された実施計画書の内容について、ヒアリング等を通じて補助事業の要件等を確認のうえ、具体化を進めていきます。その際、追加資料等の作成をお願いする場合があります。
- (4) 現在の要望調査の内容については、農林水産省の令和4年度予算の状況によっては、変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 食料産業・6次産業化交付金の交付については、兵庫県農政環境部補助金交付要綱に基づく手続きが必要となります。

◆提出及び問い合わせ先		
※お問い合わせ内容（農業、林業、漁業）により、対応する事務所・担当課へおつなぎする場合がありますので、あらかじめご了承ください。		
事業実施地域	担当機関	電話
神戸市	神戸農林振興事務所 農政振興課 長田区浪松町 3-2-5	078-742-8323
尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町	阪神農林振興事務所 農政振興課 三田市天神 1-10-14	079-562-8848
明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町	加古川農林水産振興事務所 農政振興課 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9615
西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町	加東農林振興事務所 農政振興課 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9422
姫路市・神河町・市川町・福崎町	姫路農林水産振興事務所 農政振興課 姫路市北条 1-98	079-281-9285
相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町	光都農林振興事務所 農政振興第1課 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2193
豊岡市・香美町・新温泉町	豊岡農林水産振興事務所 農政振興課 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3697
養父市・朝来市	朝来農林振興事務所 農政振興課 朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6879
丹波篠山市・丹波市	丹波農林振興事務所 農政振興課 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3793
洲本市・南あわじ市・淡路市	洲本農林水産振興事務所 農政振興第1課 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2096
◆本事業の全般に関すること 兵庫県 農政環境部農政企画局総合農政課 所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話：078-362-9216 FAX：078-362-4458		